



日系企業のリスク管理とビジネス戦略米国訴訟、裁判、仲裁裁定シリーズ(1)

北川 リサ 美智子 弁護士

CALIFORNIA, TEXAS, GEORGIA AND NEW YORK 弁護士

米国連邦最高裁判所認定弁護士・東京大学研修・京都大学法学修士

概要

日系企業に参考にしてほしい米国における訴訟、裁判及び仲裁裁定についてのシリーズ第一弾。今回は、日系企業がリスク管理とビジネス戦略のために考慮したい点や覚えておきたい重要事項について説明する。

この記事は日系企業に参考にしてほしい米国訴訟、裁判及び仲裁裁定についてのシリーズ第一弾となる。訴訟の95%は裁判や仲裁の前以示談となるため、実際に裁判や仲裁を経験している米国弁護士は現実的にはごくわずかである。弊法律事務所は世界的に見ても大手といわれるいくつかの法律事務所を相手に、裁判や仲裁裁定で勝訴した経験を持ち合わせており、その勝利の様子はウォール・ストリート・ジャーナル、シカゴ・トリビューン、ロサンゼルス・タイムズ等に掲載された。ここでは、日系企業がリスク管理とビジネス戦略のために考慮したい点や覚えておきたい重要事項について説明する。

米国連邦と州政府の訴訟制度と仲裁裁定の概要: 日系企業が考えるべき対応策

米国には主に2つの政府法廷制度がある。仲裁裁定はプライベートな手順を踏む方法であり、最近ではより身近なものとなってきている。一般的に、政府の法廷制度とは1) 米国中に存在する米国連邦法廷制度 及び2) 各州(米国には50の州がある)の州法廷制度である。

(1) 司法権：連邦裁判所及び州裁判所の司法権において考慮しなくてはならない点

司法権に関して主に気を付けなくてはならない点として挙げられるのは、連邦裁判所と州裁判所の違いである。司法権とは、さまざまな種類の訴訟ケースを検討する権限や権力を意味する。いくつかの訴訟ケースでは連邦、州の裁判所の両方に司法権がある場合があるので、その場合は事件当事者が連邦または州裁判所のどちらにそのケースを提出するかを決めることができる。例えば、連邦法と州法は共に雇用における不平等な扱いを禁止している。州裁判所では、事件当事者間のクレームの対応、また、資産係争、プロバート(遺言検認)、家庭法、刑事事件等を取り扱っている。裁判所は地理的分布における特定の地区や地域ごとに責任を持つ。

・連邦裁判所

連邦裁判所は司法権に制限があり、憲法上の問題、また、異なる州に居住する当事者間の問題(最低金額が7万5000ドルの訴訟でなくはない)、更には米国政府が当事者であるケース、条約、連邦問題(独占禁止、倒産、特許、著作権、特定の海事問題、偽造通貨、米国郵便公社を使用した詐欺、州境をまたぐ麻薬の輸送等)を取り扱っている。

・州裁判所

州裁判所の司法権は多様なケースに及ぶため、ほとんどの訴訟は州裁判所で行われる。州内でもカウンティ(郡)によって政治的・文化的傾向に大きな違いがある場合もある。例えば、カリフォルニア州ロサンゼルスカウンティの裁判所は比較的自由主義で被雇用者寄りと考えられているが、その隣のオレンジカウンティはより保守的で企業寄りと考えられている。

例年、州裁判所には3,000万件の訴訟が提出される。一方連邦裁判所に提出される訴訟は約100万件だ(連邦司法センターによる2018年の取り扱い件数統計：<https://www.uscourts.gov/statistics-reports/federal-judicial-caseload-statistics-2018>)。連邦裁判所、州裁判所どちらも民事事件と刑事事件の両方を扱う。過大な裁判件数のため、州裁判所では遅延が生じることが多い。家族法裁判所、銃裁判所、遺言検認裁判所等の特別裁判所がある州もある。

(3) 裁判官について考慮すべき点

取り扱い件数や司法権のため、州裁判官の方が連邦裁判官より多く存在する。州裁判所には約3万人の裁判官がいるが、連邦裁判所の裁判官は1,700人のみである。連邦裁判官は大統領によって推薦され、上院議場によって承認される。ほとんどの場合、任期は生涯にわたる。州裁判官の選出方法はいろいろあり、選挙や州知事による任命もあれば、数年のみ任命され、その後選挙となる場合もある。裁判官の経験も多様である。前検察官が州裁判官に指名されることもあり、そのような検察官のバックグラウンドを持った裁判官は犯罪案件には詳しいが、ビジネス係争の経験には乏しいといえる。裁判官の態度や法の解釈は、自然とその土地柄を反映する。

(4) 地理的に考慮すべき点

米国は50の州を持つ大国である。それぞれの州は独自の個性や文化を持った一つの国のようなものだ。一般的に名門といわれる大学がある沿岸沿いの州は、より自由主義かつ被雇用者寄りで、規制強化を支持する傾向がある。奴隷制度の歴史がある州は企業寄りで、規制緩和を支持する傾向がある。このような姿勢は裁判官や弁護士、陪審員にもうかがえる。

(5) 訴訟管理

訴訟が提出される際、州・連邦裁判所両方とも、契約違反や人身傷害、不動産賃貸、雇用等、原告がチェックマークを入れ訴訟の種類を示すチェックボックスが記載された「カバーシート」と呼ばれる書類を用意することになっている。民事訴訟のカバーシートの目的は、訴訟の番号や種類を記録しておくことで、後にそのケースへのアクセスが簡単にできるようにしておくためである。

(6) 訴訟の割り当てと裁判官の変更

どの裁判官が裁判を担当するかに特定の決まりはなく、裁判の類とその時の空き状況によるため、自ら裁判官を選ぶことは難しい。一度特定の裁判官に割り当てられると、別の裁判官に変更を要請することは可能だが、その手続きは早急に行われなければならない。また、新しい裁判官に変更される保証はない。万が一、変更された場合でも、裁判所が指定した裁判官よりもより良いと思われる裁判官へ変更される保証や、その裁判官がこちら側に好意的である保証はない。

(7) 呼出状の送達

原告が訴訟を起こす際、民事訴訟手続きのルールを踏まなければならない。通常出廷命令は被告または被告代理人に直接送達されるが、場合によっては書留が使われることもある。被告が法人の場合、出廷呼出状送達のためのコーポレートエージェント、取締役、役員、またその他の代理人に呼出状のコピーと訴状を渡すことも出来る。被告側がハーグ条約を結んでいる国の海外法人である場合、ハーグ条約の手続きを踏まなければならない。

(8) 司法権への異議申し立て

呼出状と訴状の受理の後、被告が裁判所の司法権に異議申し立てをする場合、被告は出廷命令に異議申し立てを行う書類(呼出状と訴状を無効にする申請)と司法権の欠如による却下申請を準備し、提出しなければならない。この重要な手続きは素早く行われたい限り、権限を放棄したとみなされる。

日系企業が考慮すべき点と戦略

連邦裁判所の訴訟の期限はより短いため、連邦裁判所の訴訟は州裁判所より早く進む。期限が短いため、稟議書を用意し、裁判の段階ごとに本社から承認を得なくてはならない日系企業にとっては困難な場合もある。州裁判所に延長を要求することは容易だが、連邦裁判所の場合にはとても厳しい。もし日系企業が州裁判所に訴えられ、裁判を連邦裁判所に移すことが可能な場合、連邦裁判所にはより質の高い裁判官が多く、陪審員により予測のつかない判決が下される可能性が低いため、連邦裁判所に移すべきである。日系企業が債権者の場合、いくつかの州裁判所では、差し押さえ令状や資産・銀行口座の仮差し止め等、判決を待たずに手続きを早めることも出来る。陪審員による判決が多いことで知られる州裁判所で日系企業が訴えられた場合、考えられる限りの方法を駆使し、司法権の異議申し立てを行い、連邦裁判所に裁判を移すべきである。加えて、その裁判に指名された裁判官を調査し、裁判官の変更要請を注意深く検討すべきである。

また、日系企業は契約の交渉時に、準拠法や契約書の裁判地の規定に注意を払うべきである。契約書にある仲裁裁定条項は重要となり、日系企業は契約相手の地域とは別の場所にある仲裁会社を選ぶことが望ましい。当事者は訴訟や仲裁の実際の経験を持つ、経験豊富な弁護士を選ぶべきである。一般的に、弁護士は弁護士資格を持つ州でのみ案件を扱うことが出来る。弁護士がその州で資格がない場合、地元でスポンサーとなる弁護士が「そのケース限定での法律顧問」の特別申請を行う必要がある。その土地の裁判官や規則に精通した地元の弁護士も必要だが、アドバイスや指導、対応策を提供することが出来る、実際の裁判や仲裁の経験がある熟練した弁護士を選ぶことが何より重要となる。

KITAGAWA & EBERT, P.C.

北川 & イベート法律事務所
Business Lawyers
www.JAPANUSLAW.com Tel (949) 788-9980

北川&イベート法律事務所は、全米に渡る主に日系企業専門の米国ビジネス法律事務所である。王手法律事務所に対する仲裁・裁判を含む勝訴の実績を持ち、同事務所の勝訴が Wall Street Journal、Chicago Tribune、Reuters 及び Los Angeles Times 各誌でも紹介された。訴訟・仲裁・裁判・契約法・会社法・合併・吸収・無税再編成・不動産法等において多種多様な業界にて経験豊富である。弁護士人は California、Texas、Georgia、New York、Nevada、Alabama 州において資格を所有しており、日英両語堪能なチーム。

北川 リサ 美智子 弁護士

Lisa M. Kitagawa, Esq.
California, Texas, Georgia, New York
KITAGAWA & EBERT, P.C.(MAIN) 300 Spectrum Center Drive, Suite 960
Irvine, CA 92618(TEXAS) (By Appt.) 5851 Legacy Circle, 6th Floor
Plano, TX 75024

Tel (949) 788-9980

Fax (949) 788-0918

info@japanuslaw.comカリフォルニア州・テキサス州・ジョージア州
ニューヨーク州弁護士

東京大学研修・京都大学法学修士

経験専門技術、道徳性においては

全米AV Preeminent Martindale Hubbell Rated

米国弁護士協会会員

米国連邦最高裁判所認定弁護士